

窒素酸化物 (NOx)

窒素の酸化物の総称であり、大気汚染の原因物質としては一酸化窒素と二酸化窒素の混合物を指す。主として物が燃焼することにより発生し、発生源は自動車や工場・事業場など。光化学オキシダントの原因物質の一つでもある。

中間処理

廃棄物を減量化、安定化、無害化、再資源化するために行う焼却・中和・脱水・破碎・圧縮・蒸留などの処理をいう。

鳥獣保護管理員

鳥獣の保護及び管理ならびに狩猟の適正化に関する法律第78条に基づき設置した県の非常勤職員。狩猟の取り締まり、鳥獣保護思想の普及及び鳥獣の生息状況調査などを行う。

底質

河川、湖、海などの水底を形成する表層土及び岩盤の一部とその上の堆積物を合わせたものをいう。底質の状態はその上部の水質と相互に関連し合っており、水質が汚濁すると底質汚染を引き起こし、また汚染された底質から有機物や有害物質などが溶出し水質を汚濁するという事態が生じる。また、底質の汚染は底生生物の生育に大きな影響を与える。

低周波音

人の耳には聞き取りにくい周波数の音(20~100ヘルツ程度)と、可聴域の下限(20ヘルツ)より低くて耳には聞こえないとされる超低周波音(1~20ヘルツ程度)を指す。建具や家具のガタつきのほか、人の体には圧迫感や振動感、頭痛、不眠などの症状がでる場合がある。発生源はプレス機械、ディーゼルエンジン、鉄道トンネルなど幅広く、最近では送風機や屋上の冷却塔など、生活の場に近いものも原因になりうるとされている。

低炭素社会

化石エネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出について大幅な削減を目指す社会。

適応策

気候変動の影響による被害の回避・軽減対策のこと。温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)と併せて地球温暖化対策の両輪である。適応策を推進するために制定された気候変動適応法(平成30年12月施行)では、地方自治体に対して地域気候変動適応計画の策定及び地域気候変動適応センターの設置を求めている。

デポジット制度

空き缶等の散乱の防止と再生利用のため、あらかじめ飲料水等の販売価格に一定金額の預り金(デポジット)を上乗せして、消費者が容器を返却した場合にその預り金を返却する制度をいう。

登録廃棄物再生事業者

廃棄物の再生を業として営んでいる者で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2の規定により知事の登録を受けた者。

特定施設

水質汚濁、騒音等の公害を防止するために各種の規制法は、「特定施設」という概念を設けている。水質汚濁防止法では「有害物質又は生活環境項目として規定されている項目を含む汚水又は廃液を排出する」施設、騒音規制法では、「著しい騒音を発生する」施設、振動規制法では「著しい振動を発生する」施設、ダイオキシン類対策特別措置法では、「ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出する。又はダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する」施設をいい、政令でその規模等の範囲が定められている。

特別管理廃棄物

一般廃棄物及び産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染

性等人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのある廃棄物をいい、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に区分される。

特別管理一般廃棄物は、①廃家電製品(廃エアコンディショナー、廃テレビジョン、廃電子レンジ)に含まれるPCB使用部品、②一定のごみ焼却施設から生じるばいじん、③病院、診療所等から生じる感染性一般廃棄物である。

特別管理産業廃棄物は、①燃えやすい廃油、②著しい腐食性を有する廃酸及び廃アルカリ、③病院、診療所などから生じる感染性産業廃棄物、④廃PCB等、排水銀等、廃石綿等や有害金属等を含む産業廃棄物等などの特定有害産業廃棄物である。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、無秩序な市街地化の防止や公害・災害の防止に役立っている緑地などを保全するため、土地の形質変更などを行うに際し許可が必要となる地区。

都市・生活型公害

大都市地域を中心とする自動車などからの排出ガスによる大気汚染、生活排水による河川の汚濁、近隣騒音等の公害のこと。

トリクロロエチレン

水より重い無色透明の液体で、水に溶けにくく、揮発性があり、金属機械部品などの脱油脂洗浄、油脂・樹脂などの溶剤などに用いられる。

蒸気を多量に吸入すると、軽症ではめまい、頭痛が起こり、多量に吸入すると意識を失う。場合によっては、肝臓や腎臓に障害を起こすこともある。また、人に対する発がん性があるとされている。

〈な行〉

二酸化硫黄(SO₂)

硫黄酸化物の項参照。

二酸化窒素(NO₂)

窒素酸化物の項参照。

農業集落排水施設

農業用水の水質を保全し、農山村地域における生活環境を改善するための生活排水処理施設(通常は浄化槽として設置される。)のこと。公共下水道計画区域外の農業振興地域などの集落を対象とし、数集落の単位で効率的に整備を図る小規模分散の集合処理方式をとっている。

濃度規制

水質汚濁防止法に定める排水基準(濃度規制)には、有害物質と生活環境項目の2種類があり、有害物質は全ての特定期事業場に適用される。生活環境項目は、日平均排水量が50m³以上の特定期事業場を対象としているが、県では上乗せ条例により規制対象を広げるとともに、BOD等の3項目について厳しい基準を定めている。埼玉県生活環境保全条例に定める排水基準はほぼ水質汚濁防止法及び上乗せ条例に準じたものとなっている。

NOx・PM法

車種規制(NOx・PM法)の項を参照。

〈は行〉

ばい煙

大気汚染防止法では、次の物質をばい煙と定義している。

①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、②燃料その他の物の燃焼または熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん、③物の燃焼、合成、分解その他の処理(機械的処理を除く)に伴い発生する物質のうち、人の健

康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質で政令で定めるもの（有害物質という）。

バイオディーゼル燃料

生物由来の油を原料として、ディーゼルエンジンの燃料に加工したもの。

バイオマス

再生可能な生物（植物や動物）由来の有機資源で、化石資源（石油や石炭）を除いたもの。

廃棄物

その物を占有している者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要となった物をいい、ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油などの固形状又は液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から発生する生ごみなどの一般廃棄物と、主として工場から発生する汚泥などの産業廃棄物の二つに大別される。

灰溶融

焼却灰を減容化、無害化するために、融点以上（概ね1,200℃以上）の高温で溶融処理すること。

焼却灰の状態に比べ1/2～1/3に減容できるとともに、重金属類が溶出しにくくなる。処理された生成物は「溶融スラグ」と呼ばれ、道路工事事用の資材などに再生利用されている。

パリ協定

2015年12月、フランスのパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された、2020年以降の地球温暖化防止のための国際的な法的枠組みを定めた協定。産業革命前からの気温上昇を2度未満に抑えることを目標に設定、各国は温室効果ガスの削減目標を作成、報告するとともに5年ごとに見直すことを義務付けた。

PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む廃棄物。PCBは、変圧器やコンデンサーなどの電気機器の絶縁油として使用されていたが、有害であることが判明したため、製造や輸入、新たな使用が禁止されており、法令で定める期間内での処分が義務付けられている。

ヒートアイランド

空調による人工排熱やコンクリートの建物による蓄熱などにより、都市部の気温が郊外に比べて高くなる状態。

ppm (Parts Per Million)

濃度や含有率を表す単位。100万分の1をppmと表示する。例えば1m³(100万cm³)の空気中に1cm³硫黄酸化物が混じっている場合の硫黄酸化物濃度を1ppmと表示する。

ビオトープ

生物を意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語であり、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」の意味である。したがって、特定の生物の生息・生育を中心に考えた自然環境の一空間を示す言葉であり、より端的に言えば野生生物の生息・生育空間を意味するものである。

微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊する物質のうち、粒径2.5μm（マイクロメートル：μm =100万分の1m）以下の小さな物質。肺の奥深くまで入りやすく健康への影響も大きいと考えられている。（「浮遊粒子状物質」の項参照。）

非メタン炭化水素

炭素と水素からなる炭化水素のうちメタンを除くものの総称。揮発性有機化合物に含まれる。この物質の大気中の濃度が高いほど、光化学オキシダントの発生につながりやすい。（「揮発性有機化合物」の項参照。）

富栄養化

湖沼や東京湾などの閉鎖性水域で植物が生育するうえで必要とする栄養塩類（代表的なものとして窒素、りん）が、次第に高い濃度になっていく現象をいう。その結果として、特に湖沼においてはアオコの発生、海においては赤潮の発生などの現象が起こり、生息動物や浄水場での浄化処理などに障害を及ぼす場合がある。

浮遊物質量（SS）

生活環境項目の一つであり、水中に懸濁している物質のうち、ろ過によって水から分離できるものをいう。単位はmg/Lで表示され、数値が大きいほど透明性が低下する。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している粒子状の物質（粉じん、ばいじん等）であって、その粒径が10μm以下の物質をいう。発生源としては、土壌・海塩粒子など自然起源のもの、工場、自動車、家庭などから発生する人為起源によるものや大気中でガス状物質が反応して二次的に生成されるものなどがある。呼吸により体内に入り、肺や気管に沈着して呼吸器に影響を及ぼすといわれている。

フロン類

フロン類は冷蔵・冷凍・空調機器の冷媒等に幅広く使用されている。大きくCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類に分けられ、地球温暖化係数がCO₂の数百から一万倍超の温室効果が大きい物質である。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質でもある。

粉じん

物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は、飛散する物質をいう。

ベクレル（Bq）

1秒間に崩壊する原子数のことで、放射能の強さを表す単位。数字が大きいほど、たくさんの放射線を出す。

放射性物質

放射線を出す能力を持った物質のこと。

放射線

原子から放出される「波長の短い電磁波」と「高速で動く粒子（粒子線）」の総称。

放射能

放射線を出す能力のこと。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

有機塩素化合物の一種であり、主に電気機器の絶縁油などに使用されている。人体に有害であることがわかり、昭和47年に原則製造中止となっているが、化学的に安定した物質であることや食物連鎖により濃縮されやすいことから人体や環境への影響が懸念されている。

〈ま行〉

マイクロプラスチック

一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。5mm以下のサイズで製造された一次マイクロプラスチックと、大きなプラスチックが環境中で破砕・細分化されて5mm以下になった二次マイクロプラスチックに分類される。生物が誤食しやすく、生態系への影響が懸念されている。

マイバッグ

購入時に持参する買い物袋のこと。レジ袋削減のために買い物袋を利用する「マイバッグ運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

マイボトル

外出時に携帯する水筒などのこと。ペットボトルなどの使い捨て容器ゴミの削減のために、水筒などを携帯する「マイボトル運動」により、資源の有効利用やごみの減量化など環境にやさしいライフスタイルを促進する。

緑のトラスト運動

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境を県民の皆様からの寄附により取得し、県民共有の財産として末永く保全していこうという運動。

目標設定型排出量取引制度

原油換算エネルギー使用量が3か年度連続して年間1,500キロリットル以上の事業所を対象に、県が事業ごとに二酸化炭素の排出削減目標を設定し、目標達成を求める制度。目標の達成に、他者の削減量、再生可能エネルギー及び森林吸収量などを利用（排出量取引）できる。

〈や行〉

有害大気汚染物質

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもののこと。大気汚染防止法及び埼玉県生活環境保全条例では、ベンゼン、トリクロロエチレンなどが指定されている。

有機塩素化合物

塩素を構造の一部に含む有機化合物のこと。特にトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン等は、化学的に安定しており、脱脂性に富んでいるため、メッキやドライクリーニング等の洗浄剤として使用されている。これらの中には発がん性が疑われるものがある。これらの物質による土壌・地下水汚染が問題になっている。

有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量のこと。清水中には通常7から10mg/L程度含まれるが、有機物による汚濁が進行すると微生物が酸素を消費するため溶存酸素量は減少する。

水の自浄作用や水中生物の生存には欠くことができない。

溶融スラグ

灰溶融の項参照。

〈ら行〉

ライフスタイルキャンペーン

県民の地球温暖化問題への関心を喚起し、脱炭素社会の構築に向けたライフスタイルへの転換を促進するため、冷暖房時の室温を夏は28℃、冬は20℃にしても快適に過ごせる衣服の着方や取組を促すライフスタイル「クールビズ」、「ウォームビズ」などの実践を夏と冬に県民や事業者呼びかける県民運動。

リサイクルプラザ

びん、缶、ペットボトルなどの資源ごみをリサイクルするために選別や梱包を行う施設（リサイクルセンター）の機能に加えて、再生品の展示・販売や普及啓発を行うリサイクル活動の拠点としての機能を持つ施設をいう。

流域下水道

2以上の市町村からの下水を受け処理するための下水道で、終末処理場と幹線管渠からなり、県が建設し管理を行う。

粒子状物質 (PM)

ガス状汚染物質とともに大気汚染の原因となる物質で、固体及び液体の粒子として存在する物質の総称。

緑化計画届出制度

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例により、1,000㎡以上の敷地において建築行為を行う場合、緑化計画書の届出を義務付け、敷地内に一定規模以上の緑を確保する制度。

類型指定 (水質)

水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境項目については、河川の利用目的等に応じて、一般項目6段階、水生生物保全項目4段階に区分した類型ごとに基準が設定されている。これに基づき、国及び県が水域ごとに類型を指定している。

類型指定 (騒音)

騒音環境基準については、一般地域では3段階に区分した類型ごとに、道路に面する地域では道路やその周辺状況に応じて、基準が設定されている。これに基づき、国及び県が、騒音に係る都市計画地域等を勘案し、地域ごとに適用する類型を指定している。

レッドデータブック (レッドリスト)

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集である。国際的には、国際自然保護連合 (IUCN) が昭和41年 (1966年) に刊行を開始し、その後改訂が続けられている。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれている。

我が国では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物 (脊椎動物編)」を発行し、以後順次発行・改訂している。

埼玉県では、動物編を平成8年に、植物編を平成10年に発行し、以降動物編を3回、植物編を2回改訂している。